

処方箋 第42号

処方箋 第42号

賃貸住宅の修理は先ず家主さんに！！

都会のアパートで一人暮らしをする大学生の息子が、部屋のトイレが詰まり、あわててネットで検索し業者を呼んだ。業者に「簡易修理であれば1万円で出来るが、根本的な修理をしないとまた詰まる」と言われた。この際、きちんと修理してほしいと言ったら、**5万円を前払い**するよう言われたので、ATMで現金を下ろし即支払い、修理してもらった。家主は「知っている業者に頼めば**5千円もかからないのに**、勝手に知らない業者に頼んだのだから負担しない」と言っている。5万円は**全額自己負担**になるのか？

(母50歳、息子20歳)

<相談の経緯>

原則、**賃貸住宅の修理は貸主の負担**となります。ただし、今回のケースでは、勝手に業者に頼んだという落ち度があり、全額を負担してもらうのは困難で**家主との話し合い**になります。

業者は、その場で5万円を支払わせていることから、最初から**高額な契約をさせることが目的**だったと思われます。この場合、5万円の修理契約は**クーリング・オフ**や**取消し**が出来る可能性があるため、本人からセンターに相談するよう伝えました。



★入居中の賃貸住宅の修理

貸主（家主）は、賃貸住宅の使用に必要とされる修理を行う義務があります。借主の故意・過失、通常でない使用方法によって生じた修繕以外は、原則として貸主（家主）が行います。（※特約により電球の取替えなどは、借主の負担となります）

借主は、賃貸住宅に修理が必要になった時は、先ず貸主に相談しなければなりません。

★業者選びは慎重に！！

ネット広告は、法規制が不十分です。うまい言葉の広告には注意しましょう。



一人暮らしをする時は、**トイレのスポイトゴム**を準備しましょう！



ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコトキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999